

# 水槽付消防ポンプ自動車の売却に係る一般競争入札

## 入札説明書

入札参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を充分把握したうえでご参加ください。

大雪消防組合東消防署

〒071-1545 北海道上川郡東神楽町15号南3番地

Tel 0166-83-0119

Fax 0166-83-4030

URL <https://www.town.higashikagura.lg.jp/section/shobo/>

## 入札説明書（水槽付消防ポンプ自動車の売却）目次

1 一般競争入札等の手続きの流れ	2 頁
2 入札説明書	3 頁～7 頁
3 委任状（様式第1号）	8 頁
4 入札書（様式第2号）	9 頁
5 売買契約書	10 頁～11 頁

【一般競争入札等の手続きの流れ】

入札の公告

入札説明書配布開始 ⇒ 東川町・東神楽町ホームページ上

【令和8年2月16日（月）】

↓

入札物件公開期間

⇒ 公開場所

【令和8年2月17日（火）

大雪消防組合東消防署

～令和8年3月2日（月）】

↓

入札

⇒ 入札会場

【令和8年3月4日（水）】

東川町役場 3階 大会議室

午前10時00分

↓

契約締結

【令和8年3月10日（火）まで】

↓

購入代金入金

【引渡し時期まで（契約締結日から20日以内）】

↓

車両の引渡し

⇒ 引渡し場所

【令和8年3月30日（月）まで】

大雪消防組合東消防署

※ 車両の引渡しは、車両装備品（赤色灯、サイレン、スピーカー、標識灯、消防章、無線機等）を取り外してから引渡します。

※ 車両の引渡し後に解体処分をする場合は、抹消登録の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に解体状況が確認できる写真を添付し、車両の引渡し後60日以内に提出してください。

# 入札説明書

一般競争入札に参加しようとする者は、本入札説明書及び売買契約書を熟読の上で入札してください。

## 1 売却物件（水槽付消防ポンプ自動車）の概要

初年度登録年月	平成11年11月
車体の形状	消防車
車名	日野
車台番号	GD1JGD10062
型式	KK-GD1JGDA改
原動機の形式	J08C
車両定員	6人
車両重量	5,950kg
車体の大きさ	長さ：697 幅：220 高さ：270 (単位：cm)
排気量	7.96L
燃料	軽油
走行距離	19,472km (令和8年2月11日時点)
車検満了日	令和9年10月24日
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>車両は現状渡しとなります。 経年使用に伴う劣化、汚れ、キズ、へこみ、サビ等があります。</li><li>スタッドレスタイヤを装着しています。夏タイヤはありません。</li><li>小型動力ポンプの積載はありません。</li><li>車両装備品（赤色灯、サイレン、スピーカー、標識灯、消防章、無線機等）を取り外してからの引渡しとなるため、ビス穴が開いていたり、配線が残っていたりします。</li><li>車両に表示されていた名称を消した跡が残っています。</li><li>入札公告後に一時抹消登録します。</li><li>車両の引き取り及び登録又は解体処分に係る費用については、全て落札者の負担となります。</li><li>仕様車種規制（N0x・PM）対策地域内に使用の本拠を置くことができません。</li><li>リサイクル料金は預託済みです。</li><li>解体処分の場合は、永久抹消登録の書面提出が必要です。</li></ul>

## 2 売却物件の公開

次のとおり公開します。

日時：令和8年2月17日（火）から令和8年3月2日（月）

※土曜日、日曜日、祝祭日を除く9時～12時、13時～16時の間とします。

場所：大雪消防組合東消防署（上川郡東神楽町15号南3番地）

上記物件の確認をしなくても入札に参加できますが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。ご覧になる場合は、事前に大雪消防組合東消防署（TEL 0166-83-0119）へご連絡ください。

## 3 質疑応答

(1) 質疑受付期限：令和8年2月25日（水）正午まで

(2) 質疑受付場所：大雪消防組合東消防署（上川郡東神楽町15号南3番地）

※質疑のない場合は、提出の必要はありません。

※質疑は書面（任意様式）によること。

※質疑はFAX又は郵送、直接持参によること。

FAX：0166-83-4030

(3) 質疑回答：入札日前日までに参加希望者にFAX等で回答します。郵送を希望される場合は、質疑書提出（郵送）時に、切手を貼った返信用封筒を提出（同封）してください。

## 4 入札参加資格

参加することができる者は、北海道内に本支店を有する事業所若しくは住民票を有するすべての個人としますが、次に掲げる事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者
- (3) 市町村税等を滞納している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団員その他の反社会的団体及びそれらの構成員
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (6) 公共の秩序維持に支障をきたすおそれがあるなど、管理者が入札に参加することが適当でないと認めた者

## 5 代理人による入札

申請者（本人）以外の方（代理人）が入札に参加される場合、代理人は、入札日当日に本人からの委任状（様式第1号）を提出してください。

なお、委任状については、本人及び代理人がそれぞれ記入し、押印してください。

本人以外の方は、全て代理人となります。

## 6 入札保証金・契約保証金

免除する。

## 7 違約金

落札者が契約を履行しないときは、契約で定めるところにより履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年36.5パーセントの違約金を徴収する。

## 8 入札の日時及び場所

日時：令和8年3月4日（水）午前10時00分

※入札開始時間に遅れますと、入札に参加できませんのでご注意ください。

場所：上川郡東川町東町1丁目16番1号

東川町役場 3階 大会議室

## 9 郵便による入札

郵便による入札は、認めません。

## 10 その他入札に関すること

### （1）入札に必要なもの

#### ア 入札書

① 入札書は当署指定のものを必ず使用してください。（様式第2号）

② 金額の記入は、算用数字（0、1、2、3・・・9）を使用してください。

③ 入札金額には、消費税相当額は含みません。

※ 契約額は、落札者が入札書に記載した入札金額に、当該金額の10%に相当する金額を加算した金額となります。

④ 入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。

⑤ 金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。

⑥ 代理人の方が入札に参加される場合、事前に提出いただいた委任状に基づき、受任者（代理人）の方の記名・押印をしてください。

イ 委任状（本人以外の方が入札に参加する場合のみ。）

ウ 印鑑

代理の場合は、委任状の代理人欄に押印された印鑑となりますのでご注意ください。

エ 筆記用具

黒のボールペン等容易に消すことができないもの。

(2) 入札の方法

入札は、入札書を入札箱の中に投函して行います。いったん投函した入札書は、その理由の如何に関わらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

(3) 入札の無効

入札の無効は、大雪消防組合財務規則第134条のとおりとなります。

11 落札者の決定方法

入札に際しては、予定価格を設定しますので、入札の結果、予定価格以上で最高の価格をもって応札された方を落札者とします。

予定価格以上で同じ価格の応札者が2名以上あった場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

12 契約の締結

落札者は、落札決定後、令和8年3月10日（火）までに、契約を締結しなければなりません。

13 購入代金の納入

契約締結後にお渡しする納付書をもって、組合が指定する期日までに、現金または指定する金融機関に全額一括納入し、納付書の領収部分の写しを大雪消防組合東消防署まで提出してください。

振込先

北央信用組合東神楽支店 （普）8482651

口座名 大雪消防組合

14 落札物件の引き取り

(1) 落札物件は、契約金額が納入されたことを組合が確認した後、令和8年3月30日（月）までにお引き取りください。

(2) 落札物件のお引き取りの際には、その予定日時を事前に大雪消防組合東消防署までご連絡ください。

## 15 引渡し後の手続き

### (1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行ってください。なお、永久抹消登録の書面及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から60日以内に大雪消防組合東消防署に提出してください。

### (2) 車両を登録等する場合

契約者は、その責任において契約物件の登録等を行ってください。

### (3) その他

抹消登録等に係る手続き、車両の運搬、再登録、解体処理、その他物件の引渡し等に係る一切の費用は落札者の負担とします。

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第33条第1項に規定する譲渡証明書等は、契約者の請求に基づき交付します。

緊急自動車届出に係る返納手続きは、大雪消防組合東消防署で対応します。

## 16 その他

(1) 庁舎内での移動及び入札時は、静粛にお願いいたします。入札執行上問題があると見なした場合、入札参加資格を剥奪し、入札会場から退場していただく場合もあります。

(2) 庁舎内は禁煙になっていますので、ご協力をお願いします。

(3) この説明書に定めのない事項については、大雪消防組合財務規則及びその他関係法令の定めるところによります。

## 委任状

令和 年 月 日

大雪消防組合 管理者 様

令和8年2月16日付けで公告のあった、「水槽付消防ポンプ自動車の売却に係る一般競争入札」の入札及び見積りにあたり、下記の者を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

委任者

住 所

商号又は氏名

代表者職・氏名

(印)

受任者

住 所

商号又は氏名

職・氏名

(印)

## 入札書

物件名
水槽付水槽付消防ポンプ自動車 日野製 KK-GD1 JGDA改 平成11年式 1台

上記の車両について入札説明書による入札条件を承諾の上、下記の金額で申込みをいたします。

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※消費税相当額を除く金額を記入すること。

※はじめの数字の前に¥マークを記入すること。

※金額の加除訂正は行わないこと。

令和 年 月 日

大雪消防組合 管理者 様

住 所  
(入札者)

氏 名

印

## 車両売買契約書(案)

大雪消防組合管理者（以下「甲」という。）と【落札者】（以下「乙」という。）とは、甲が第1条に記載する車両を乙に売り渡し、乙が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

### (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

#### (1) 車種及び数量

車種・車名	車台番号	数量
水槽付消防ポンプ自動車 日野 (排気量7.96L)	G D 1 J G D 1 0 0 6 2	1台

(2) 売買代金 ￥ 【契約金額】 円 (うち消費税相当額 円)

(3) 引き渡し場所 大雪消防組合東消防署

### (契約保証金)

第2条 契約保証金は免除する。

### (代金の納入)

第3条 売買代金の納入は、組合が発行する納入通知書により、契約締結の日から起算して20日以内に全額を一括納入しなければならない。

### (引渡し)

第4条 車両の引渡しは、乙が売買代金の納付を完了した後とする。

2 引渡しの日時等は双方協議の上決定する。

### (解除等)

第5条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 第1項の定めによりこの契約が解除された場合において、契約違反者は、その相手方に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

### (諸費用の負担)

第6条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

(1) 永久抹消登録に係る経費

(2) 車両の運送に係る経費

(3)その他引き渡しに関する経費

(引渡し後の保証)

第7条 第1条に記載する車両の引渡しは現状渡しとし、甲は、引渡し後の不調や故障についての保証は一切行わない。

(危険負担)

第8条 第4条第1項の引渡し前に生じた物品の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(疑義等の決定)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第10条 この契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

上川郡美瑛町本町4丁目5番20号  
(甲) 大雪消防組合  
管 理 者 角 和 浩 幸 印

(乙) 【落札者の住所氏名】 印